

## 「東海保健体育科学」投稿規定

昭和54年4月11日改正  
昭和55年11月15日改正  
昭和58年11月19日改正  
昭和60年12月1日改正  
昭和61年10月5日改正  
昭和62年11月28日改正  
平成2年11月18日改正  
平成3年12月1日改正  
平成4年10月18日改正  
平成5年9月26日改正  
平成7年11月19日改正  
平成13年11月10日改正  
平成20年10月26日改正

### I. 和文規定

1. 本誌に投稿（第1著者：ファースト・オーサー）できるのは、東海体育学会会員に限る。共同研究者には本学会員以外の者を加えることができるが、その場合、当該論文が受理された時点で、本学会員以外1名につき3,000円を学会事務局に納付する。
2. 本誌に掲載される論文は、原著、資料、実践研究および事例報告とする。
3. 論文の採否は、本誌編集委員会（以下、委員会とする）において決定する。
4. 論文は、委員会に提出する。
5. 本誌に掲載された原稿は、原則として返却しない。
6. 原稿は、A4版横書き、全角42字22行の924字詰を目安とする。原稿は原則として、委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。
7. 原稿は原則として1篇につき、図表、抄録等を含めて刷り上がり8ページ以内（400字詰原稿用紙で、おおよそ32枚、ワードプロセッサ使用の場合は16枚）とする。
8. 計量単位は、原則として、国際単位（SI）とする。
9. 本誌に掲載された論文が制限ページ数を超過した場合、あるいは特別な印刷を要した場合には、その実費を論文提出者が負担する。
10. 挿図原稿は、白黒の鮮明なもの、また写真は白黒あるいはカラーの鮮明な画面のもので、直接印刷できるものとする。
11. 図や表には、それぞれに必ず通し番号と、タイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は、本文原稿中に指示する。
12. 文献（References）は、原則として、本文の最後に著者名のABC順に一括し、定期刊行物の場合の書誌データの表記は、著者名（発行年）論文名、誌名、巻（号）：ページの順とする。また、単行本の表記のしかたは、著者名（発行年）書名（版数、ただし初版は省略）発行所：発行地、引用ページ（p. またはpp.）の順とする。  
（例1）Durnim, J. V., Brockway, J. M. and Whitcher, H. W. (1995) Effects of a sport period of training of varying severity on some measurements of physical fitness. *J. Appl. Physiol.*, 15 (2) : 161-165.  
（例2）加賀秀夫（1981）楽しさの評価はどうすれば良いのだろうか. 宇土正彦編著, 体育学習評価ハンドブック, 大修館書店：東京, p. 41.  
（例3）松田岩男, 宇土正彦（1980）体育科教育法. 大修館書店：東京, PP. 154-158.
13. 論文には、別紙として、欧文規定6. a)、b)、C)、に従った欧文（原則として英語）による300語以内の抄録を添えることを原則とし、同時に欧文抄録の和文を添付する。

14. 本誌掲載論文の著作権は、本学会に帰属する。論文を転載する場合には本学会の許可を得る必要がある。但し、著作者自身が自分の著作物の全文または一部を利用する場合、原則的に妨げることはしない。
15. 掲載論文の別刷を希望する者は、著者校正のときに、その必要部数をゲラ刷の表題のページに朱記する。ただし、この場合の実費は全額論文提出者が負担する。

## II. 欧文規定

1. 和文規定に同じ。
2. 和文規定に同じ。
3. 和文規定に同じ。
4. 和文規定に同じ。
5. 和文規定に同じ。
6. a) 原稿は、欧文（原則として英語）とし、A4版の白無地用紙に、通常の字体（ワードプロセッサの場合は半角）を使い、タイプまたはワードプロセッサ書きにする。 b) 用紙の上端、下端および左端には約3センチ、右端には約2.5センチの余白を置き、ほぼ27行にわたって書く。ページ番号は、下端余白中央に書く。 c) 欧文による題目の下に著者名（ローマ字）、さらに著者名の下に、所属する機関名を正式英語名称に従って書く。
7. 原稿は原則として1篇につき、図表、抄録を含めて刷り上がり8ページ以内（刷り上がり1ページは、おおよそ600語）とする。
8. 和文規定に同じ。
9. 和文規定に同じ。
10. 和文規定に同じ。
11. 和文規定に同じ。
12. 和文規定に同じ。
13. 論文には、別紙として、和文による題目、著者名、所属機関および抄録（600字以内）を添える。
14. 和文規定に同じ。
15. 和文規定に同じ。